

2016.1.4

PL レポート <2015 No.10>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介しします。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○「第9回製品安全対策優良企業表彰」受賞企業が決定

(2015 年 11 月 2 日 経済産業省)

11 月 2 日、経済産業省は「第9回 製品安全対策優良企業表彰」受賞企業が決定したことを発表した。本表彰は、企業における製品安全に対する意識の向上と、事業活動や消費生活において製品安全が重要であるとする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に向上していく、安全・安心な社会をつくることを目的として、製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者をそれぞれ企業単位で広く公募し、厳正な審査の上で、「製品安全対策優良企業」として表彰する制度である。

本表彰の受賞企業は、受賞企業の公表日より「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を使用して、自ら製品安全対策の優良企業であることを宣伝・広報することができるメリットがある。また、経済産業大臣賞あるいは金賞を計3度以上受賞した企業を「製品安全対策ゴールド企業」と認定しており、今回「株式会社バンダイ」、「株式会社イトーヨーカ堂」、「株式会社相田合同工場」が認定された（平成26年度に上新電機株式会社が認定されている）。

「第9回製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業は以下の通り。

【大企業 製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞 株式会社バンダイ
- 商務流通保安審議官賞 パラマウントベッド株式会社
- 商務流通保安審議官賞 日立アプライアンス株式会社

【大企業 小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞 株式会社イトーヨーカ堂
- 商務流通保安審議官賞 パナホーム株式会社
- 優良賞 ダイアナ株式会社
- 優良賞 株式会社ダスキン

【中小企業 製造・輸入事業者部門】

- 経済産業大臣賞 株式会社相田合同工場
- 商務流通保安審議官賞 有限会社栄工業
- 商務流通保安審議官賞 株式会社シナノ
- 優良賞 東洋羽毛工業株式会社
- 優良賞 ファイン株式会社

【中小企業 小売販売事業者部門】

- 経済産業大臣賞 奈良日化サービス株式会社

【特別賞】

- 特別賞 一般財団法人電気安全環境研究所

- 特別賞 一般社団法人日本ガス石油機器工業会
- 特別賞 ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社

○国土交通省が昇降機等に係る事故調査報告書を公表

(2015 年 11 月 9 日 国土交通省)

11 月 9 日、国土交通省の社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会は、「神奈川県川崎市・千葉県船橋市内エスカレーター事故調査報告書」及び、「東京都港区内エスカレーター事故調査報告書」を公表した。

報告書では、事故の事実情報・分析・原因・再発防止策と本調査部会の国土交通省に対する「意見」が書かれている。

「意見」では、関係団体、製造事業者、保守事業者に係る以下の内容が示された。

■神奈川県川崎市・千葉県船橋市内エスカレーター事故調査報告書

- 関係団体を通じて、エスカレーターの製造者及び保守業者に対し、駆動くさに係る保守点検基準の明確化及びそれに基づく適切な保守業務の徹底について指導すること。
- 駆動くさりの伸び・たるみの定期検査計測値が、製造者等が設定した基準値に照らして判定されるよう、定期検査基準の見直しを検討すること。
- 駆動くさが破断等した場合に、駆動くさり切断時停止装置が所要の機能を果たすことができるよう、適切な保守業務を促すために必要な措置を講じること。

■東京都港区内エスカレーター事故調査報告書

- 関係団体を通じて、エスカレーターの製造者に対し、設置時における適切な施工精度の確保について徹底を図ること。

○NITE が洗濯時における化学物質の暴露量推定のための衣料用洗剤等に関する使用実態を発表

(2015 年 12 月 1 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

12 月 1 日、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、消費生活用製品に含まれる化学物質が体内に取り込まれることによるリスクの予測に用いる情報整備の一環として、家庭における衣料用洗剤等の使用頻度や使用量、手袋の着用等の使用実態の調査結果を発表した*。

※「室内暴露にかかわる生活・行動パターン情報」

http://www.nite.go.jp/chem/risk/expofactor_index.html

製品に含まれる化学物質の暴露による健康被害を未然に防ぐためには、製造事業者が、製品の使用実態を想定して化学物質が体内に取り込まれる量（暴露量）を予め推定し、それに伴うリスクを予測（評価）した上で、製品設計への反映や、注意喚起表示を行うこと等が重要である。

しかし、こうした製品の使用実態に関する調査で一般に公開されているものは限られていることから、NITE では、約 1800 人を対象に、家庭における衣料用洗剤、柔軟剤、漂白剤の使用実態及び、洗濯機や手洗いによる洗濯、乾燥（衣類乾燥機、部屋干し等）の実態についてアンケート調査を実施した。

その結果、手洗い洗濯時に洗剤を扱う際に 68%の人がゴム手袋等を着用していないこと、夏季であっても 74%の人は時々あるいはたまに部屋干しをしていること、部屋干しの場所はリビングダイニングが 49%であることなどが明らかになった。

○消費者庁が「早わかり食品表示ガイド（平成 27 年 11 月版）」を公表

(2015 年 11 月 25 日 消費者庁)

消費者庁は、11 月 25 日、本年 4 月 1 日より施行された食品表示法と新しい食品表示制度の普及啓発を目的とした、「早わかり食品表示ガイド～食品表示基準に基づく表示～」(以下、「本ガイド」

という。)を公表した。本ガイドでは、食品表示法の創設に伴い定められた「食品表示基準※」(平成 27 年内閣府令第 10 号)について、図解や記載例等とともに分かりやすく解説されている。

なお、食品への食品表示基準の適用は、生鮮食品は平成 28 年 9 月末まで、加工食品および添加物は平成 32 年 3 月末まで経過措置が取られている。旧来の方で食品表示をする場合に参照する旧来版と本ガイドの相違点は以下のとおり。

項目	旧来版	本ガイド
版	平成 26 年 2 月版	平成 27 年 11 月版
策定者	消費者庁・農林水産省	消費者庁
タイトル	JAS 法に基づく食品品質表示の早わかり	早わかり食品表示ガイド＜事業者向け＞～食品表示基準に基づく表示～
掲載概略	- 品質表示基準の概要 - 品目別表示概要 - 例外的な扱い - 業者間取引の表示概要 - Q&A - 資料	- 食品表示法及び食品表示基準の概要 - 生鮮食品の表示 - 加工食品の表示 - 業務用の表示 - Q&A
ページ数	34 ページ	54 ページ
公開 URL	http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pamph.html	http://www.caa.go.jp/foods/pdf/jas_1511_all.pdf

※食品表示基準：食品衛生法、日本農林規格法（JAS 法）、健康増進法の 3 法に分かれて定められていた食品表示に関する 58 の基準を統合したもの

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○子ども用製品の安全性確保で北米 3 か国が協調

(2015 年 11 月 19 日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission – 米国消費者製品安全委員会) は、11 月 19 日付のホームページ上で、米国 (CPSC)、カナダ (Health Canada) およびメキシコ (PROFECO: Mexico's Consumer Protection Federal Agency) の製品安全を監督する三機関が、メキシコシティにおいて第三回北米消費者用製品安全会議を開催し、子ども達を危険で違法な製品から保護することを共通の目的として活動することに合意したことを発表した。

三機関は今後、各業界に対する合同トレーニングの実施、消費者への啓発活動と教育、危険な子ども用製品について三か国横断的なリコールの実施において協調する。これらの活動に加え、子ども用製品のサプライチェーンを共同で監視したり、製品の危険性が表面化した場合のタイムリーな対応についても協力を進める。また、消費者にとって、北米地域をより安全な市場とするための構想として、次の三点を挙げている。

- ・ 強制力のある厳格な安全規格の導入
- ・ 製品輸入時の検査
- ・ 海外での安全な製品の製造

○オーストラリア消費者法の見直し

(2015 年 12 月 1 日 ACCC)

ACCC (Australian Competition and Consumer Commission: オーストラリア競争・消費者委員会) は、12 月 1 日付のホームページ上で、オーストラリア消費者法(以下 ACL: Australian Consumer Law)の見直し作業についてキャンベラで開催された会議 (the Consumer Law Roundtable 2015) の概要を

伝えている。見直しの議論の中で、ACCC が検討課題として挙げている項目のうち、製品安全に関する内容としては次の3点が述べられている。

(1) ACCC と専門機関の役割分担と協力のあり方について

ACCC は製品の安全確保のために広い監督権限が与えられている。一方で専門の監督機関の存在しているような場合や消費生活用製品とは見做されない製品分野（建材用品、食品、薬品、医療機器、自動車、及び工業用/農業用の化学製品等）については、介入しないという方針をとっている。今後 ACCC として、事業者に対する監督が他の機関と重複することなく統一された監督体制を実現するとともに、費用対コストにおいて効果的な手段の検討を課題として挙げている。

(2) 国際安全規格の導入について

オーストラリア政府は、グローバル化に対応するために国内規格を廃止し国際規格を導入することを推進している。一方で、製品の安全を確保するという側面では、現行の ACL の枠組みの中で制定された強制的な国内規格の方が厳格な内容であるため、この規格に国際安全規格をいかに柔軟に取り込むことが出来るのかということを課題として挙げている。

(3) 罰金額の妥当性について

現行の ACL における罰金の最高額は事業者に対しては 110 万豪ドル、個人に対しては 22 万豪ドルとなっている。現行の制度が開始されて以来、罰金の総額は 4400 万豪ドルを超え、そのうち 18 件に 100 万豪ドル以上を超える支払いが命じられている。しかし、年間売り上げが 220 億豪ドルに達するような企業にとって、罰金の有効性についての検討を課題として挙げている。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

食品表示・広告の適正化対策

～当局の表示点検強化を踏まえた、自社対策のチェックポイント～

消費者庁は、11 月 24 日、「食品表示の適正化に向けた取組について」を公表しました。これは同庁が、11 月 11 日に「平成 27 年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施について」を各都道府県知事や保健所設置市長、特別区長宛に通知、食品等の表示の信頼性を確保することを目的に 12 月 1 日から 31 日まで全国一斉点検を実施することに関し、食品表示に関する監督・取締り方針等を公表するものです。

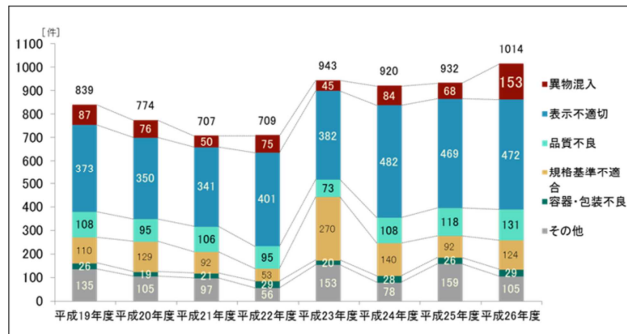
主な監視指導事項は以下の通りです。

- アレルギー、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- 保健機能食品およびいわゆる健康食品の表示
- 新たな食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発 など

消費者庁がこのように食品表示に関する監督・取締りを積極的に推進している背景のひとつには、さまざまな取締り・指導等にもかかわらず、不適切な食品表示がなかなか減少しないという状況があると考えられます。

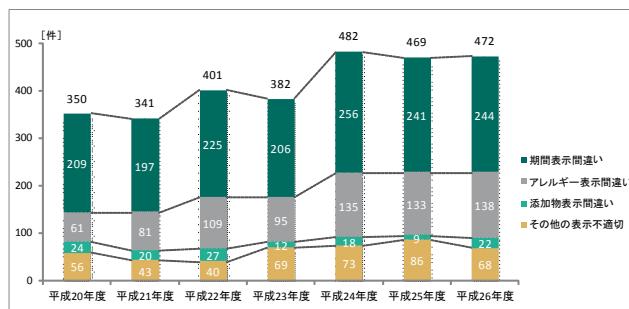
例年、「表示不適切」を理由とする自主回収件数は、下図に示す通り、回収件数全体の 4～5 割を占め、ここ数年高止まりの傾向があります。また、内訳を見ると、「期間表示間違い」と「アレルギー表示間違い」で約 8 割を占めています。このため、各食品関連事業者においては社内チェック体制を見直すことが重要な課題となっています。

＜食品の自主回収件数の推移＞



出所：農林水産消費安全技術センターの公開情報を基にインターリスク総研にて作成

＜表示不適切を理由とした自主回収件数内訳＞



出所：農林水産消費安全技術センターの公開情報を基にインターリスク総研にて作成

「表示不適切」を発生させないよう、食品関連事業者は社内チェック体制の構築に努めていますが、下記のような様々な要因から、表示不適切による回収が発生しているのが実態です。

- 仕入先による原材料や工程の変更内容を加工メーカーが知らなかった
- 社内の仕入先担当部署と商品パッケージ表示担当部署の連携不足
- 表示ラベル作成を外部委託している場合に、自社による最終確認を怠った
- 複数名によるチェックルールを構築したが、形骸化によりミスを見逃した

これら過去に発生した自社または他社の事例を参考に、社内体制を見直し、表示ミスを発生させないようにすることが求められます。以下に主にアレルギー表示に起因する表示ミスを防止するために、留意すべきポイント例を示します。

対応項目	留意すべきポイント（例）
アレルギー等、原材料の洗い出し	・原材料等（加工食品や食品添加物含む）に含まれるアレルギー表示のために原材料等を確認する。 ・社外から原材料等を調達している場合は、取引先等を確認を行い、アレルギーの詳細情報が記載された商品仕様書（商品カルテ）を取付ける。
商品仕様書の記載内容の確認	・商品仕様書の「原材料の各原材料等に含まれるアレルギーの記載」について仕入先に対して定期的に確認を行う。
自社の製造工程等に関する確認	・アレルギー等に関し商品仕様書に新たに追加した項目について、製造現場にて、原材料等やその配合量、加工方法等が仕様どおりになっているかを確認する。
適切な商品パッケージへの表示	・商品仕様書に記載された情報を商品表示用の原稿に確実に反映させる。 ・商品表示（商品パッケージ、表示ラベル）が原稿と同一内容となっているかを確実にチェックする。 ※特に表示部分を含む商品パッケージ作成を包材・印刷メーカーに委託する場合、包材・印刷メーカーによる最終の版下が自社の提供した原稿どおりとなっているかを必ず確認する。

上記のように、表示に関する対策を見直し、従業員に対して周知しても、表示ミスによる回収事故が発生する可能性は否定できません。そのため、食品関連事業者は自社において表示ミスによる回収事故の発生を想定した、緊急時対応に関しても対策を講じておくことが求められます。被害を最小限に留めるためにも、発生事実の社内報告ルールなどを従業員全員が理解しておくなど、各従業員が取るべき行動を事前に周知しておくことが重要です。

あわせて、昨年4月1日に施行された食品表示法に伴う猶予期間（生鮮食品は平成28年9月末、加工食品および添加物は平成32年3月末）も踏まえつつ、食品関連事業者においては、同法の内容や自社への影響をしっかりと見極めたうえで、消費者へ正しい情報を伝達するため、自社の取引先等とも連携し、可能な限り速やかに食品表示基準に基づく表示への切り替え対応が求められます。

**CPSC（米国消費者製品安全委員会）が高齢者の製品事故に関する報告書を公表
～高齢者の製品安全に関する取組強化の必要性～**

2015年11月17日、CPSC（米国消費者製品安全委員会）は、公式ブログ^{*1}において、高齢者の消費者製品による事故に関する分析レポート^{*2}を発行した旨を公表しました。

今回の分析レポートはCPSCによる高齢者事故に関する2回目の分析レポートで、2013年の初回レポート^{*3}では高齢者に多い転倒事故に焦点を当てていましたが、今回のレポートでは、溺死、火災など転倒以外（Non-Fall）の事故による高齢者死亡に着目し分析を行っています。

※1: New Study on Senior Deaths: Drowning and Fires Lead List of Non-Fall Related Deaths

<http://onsafety.cpsc.gov/blog/2015/11/17/new-study-on-senior-deaths-drowning-and-fires-lead-list-of-non-fall-related-deaths/>

※2: Consumer Product-Related Non-Fall Fatalities Involving Victims 65 Years of Age and Older 2009-2011

<http://www.cpsc.gov/Global/Safety%20Education/Sports%20and%20Recreation/SeniorNonFallFatalityReport2015.pdf>

※3: Hazard Screening Report Consumer Product-Related Injuries to Persons 65 Years of Age and Older

<https://www.cpsc.gov/Global/Research-and-Statistics/Injury-Statistics/Older%20Adults/SeniorHazardsSketch2013.pdf>

レポートでは、65歳以上の高齢者はそれ以下の世代に比べ、消費者製品に関連した事故の頻度が高いことが指摘されています。米国では、ベビーブーム世代が高齢に達することや平均寿命の改善に伴い、今後20年間で65歳以上の高齢者層が現在の約2倍の水準に急増することから、高齢者の製品事故リスクを把握し、事故防止を図ることは政策上も重要であるとしています。

レポートでは、CPSCに寄せられた膨大な事故報告等の分析から、高齢者に関する事故の特徴として、以下の点を指摘しています。

- ・転倒事故は84歳から89歳がピークであるのに対し、転倒以外の事故は65歳から69歳で最も多く、転倒事故と転倒以外の事故がほぼ同数になっている。
- ・転倒以外の事故に関しては男女差が大きい。65歳以上人口の57%は女性、男性は43%であるが、転倒以外の事故の比率で見ると、完全に逆転し男性の高齢者の事故が64%を占める。
- ・転倒以外の事故の内訳では、機械関連（mechanical）が55%を占め、火災関連（fire-related）が32%、一酸化炭素中毒5%、熱関連（thermal）が3%、化学毒物関連（poisoning chemical fatalities）と電気関連（electrical-related）が1%で続く。

分析は、消費者製品に関連した事故を広く対象としており、製品が事故原因となっているものに限定されない点には留意が必要ですが、高齢者の消費者製品関連の事故の傾向を示すデータとなっており、また、ATV（All Terrain Vehicle：四輪バギー）に関する事故や芝刈機による事故が多いな

ど、米国のライフスタイルを反映したデータとなっています。

CPSC がこのような分析レポートを出す背景には、CPSC が高齢者の製品事故リスクへの注目を高めつつあることが伺えます。CPSC は、2014 年 5 月に当時の暫定議長名で、高齢者の安全に関する声明（Senior Safety Initiative）※⁴を公表し、高齢者の事故に関する調査活動や他機関との連携を強化することなどを発表しています。それ以降、CPSC は、徐々にその方針に沿った活動を進めてきており、2015 年 9 月には高齢者の安全対策に関する活動報告※⁵を初めて公表しています。

※4: Acting Chairman Robert Adler Introduces Senior Safety Initiative

<http://www.cpsc.gov/en/About-CPSC/Commissioners/Robert-Adler/Commissioner-Adler-Statements/Acting-Chairman-Robert-Adler-Introduces-Senior-Safety-Initiative/>

※5: REPORT ON CPSC'S FY 2015 PARTICIPATION IN SENIOR SAFETY ACTIVITIES

<http://www.cpsc.gov/PageFiles/114560/SeniorSafetyReportSept282015.pdf>

CPSC が特に子どもの製品事故対策に関して、各種安全基準の策定や危険製品のリコール行政の強化を進めていることは、これまでも本誌で伝えてきたとおりです。一方、子ども以外のカテゴリについては、米国における個人の自主独立・自己責任を重んじる伝統の影響もあり、特定のカテゴリに着目した安全対策等にはあまり積極的な状況ではなかったと考えられます。

一方、昨今の国際的な動きとして、2014 年に第 3 版が発行された ISO/IEC Guide51 においても脆弱な消費者（子どものほか高齢者や障がい者を含む）の安全確保が国際的な潮流となりつつあり、また、米国の高齢化が急速に進展する中で、高齢者の製品安全対策に関して、CPSC が一定の方針のもとで事例収集、調査、分析、他機関との連携活動を強化しようとする動きがあることは上記のとおりです。

現段階において CPSC は、高齢者の製品安全について、子ども向け製品のような対策強化を行う段階にはなく、今後の安全対策強化のための調査・準備段階であると考えられますが、事業者においては、CPSC の動向に引き続き留意するとともに、今回の分析レポートなども参考にしつつ、自社製品のリスクアセスメントにおいて高齢者の使用等も想定し、高齢者の特性も踏まえたリスク低減対策について、従来以上に検討・実施していく取組が望まれます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

PL Master
〔製品安全・PL(製造物責任)対策 総合コンサルティングサービス〕

株式会社 インターリスク総研
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2016